

平成30年白老町議会民族共生象徴空間整備促進・  
活性化に関する調査特別委員会会議録

平成30年 1月12日（金曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時00分

---

○会議に付した事件

1. アイヌ民族博物館事務所等の解体について
  2. 民族共生象徴空間における国の予算措置状況について
- 

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	吉田和子君	委員	氏家裕治君
委員	森哲也君	委員	大淵紀夫君
委員	本間広朗君	委員	西田祐子君
委員	松田謙吾君	委員	前田博之君
議長	山本浩平君		

---

○欠席委員（1名）

委員 広地紀彰君

---

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	岩城達己君
象徴空間整備統括監		笠巻周一郎君
象徴空間周辺整備推進課長		舛田紀和君
アイヌ総合政策課長		三宮賢豊君
企画課長		高尾利弘君
財政課長		大黒克己君
経済振興課長		森玉樹君
総務課長		岡村幸男君
税務課長		久保雅計君
上下水道課長		工藤智寿君
学校教育課長		岩本寿彦君

生涯学習課長	武永真君
消防課長	越前寿君
農林水産課長	本間力君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
象徴空間整備周辺整備推進課主幹	大塩英男君
象徴空間整備周辺整備推進課主幹	瀬賀重史君
企画課主幹	富川英孝君
経済振興課主幹	貳又聖規君
アイヌ総合政策課主査	菊池拓二君
財政課主査	柳澤浩章君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の委員会の日程についてであります。 レジメについて記載のとおり、2項目について順次担当課からの説明を受け、質疑を行うこととしますが、その前に担当課から次回以降に説明することとなった項目についての説明の申し出がありましたのでそのように進めます。

それでは、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査を行います。

笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） 今回調査機構として提出させていただいた資料説明の前に、若干の時間をいただきご説明を申し上げます。今回調査事項としてご提示いただきました象徴空間周辺の物販、飲食施設の整備、それと象徴空間開設に向けた受け入れ体制についてでございますが、現在国をはじめ道などの関係機関と協議中でございますご説明する内容の整理が必要でありますことから、次回以降開催されます特別委員会におきまして新年度の象徴空間周辺整備にかかる見込なども含め説明いただきたいと存じますので何とぞご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小西秀延君） ただ今の説明につきましてご質問があります方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、次に1項目めのアイヌ民族博物館事務所等の解体について説明を求めます。

三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 今回調査事項として提出させていただいたアイヌ民族博物館事務所等の解体の説明に先立ちまして、本日配布させていただきましてアイヌ文化振興・研究推進機構とアイヌ民族博物館との合併の経緯という資料があると思いますが、これについて説明をさせていただきますと思います。まず、平成29年6月27日にアイヌ文化財団が民族共生象徴空間の運営主体として閣議決定されたところでございまして、その後アイヌ文化財団とアイヌ民族博物館との間においてそれぞれが有する機能や地権を統合してアイヌ文化の復興、発展に向けて象徴空間の一体的な運営を担うふさわしい体制を構築するために合併に向けた協議が進められてきたところでございます。その後、平成29年7月20日には、両法人間において合併の時期を平成30年4月1日とすることと共に業務執行体制の整備やアイヌ民族博物館の職員はアイヌ文化財団職員として引き継がれて雇用されるなどの内容とした基本的事項に合意しておりまして、合併に向けた基本協定というものを締結しております。また、平成29年11月28日には合併の形式や法人の財産の引き継

ぎなどを内容とした合併に関する契約を締結し現在両法人においてそれぞれ合併に向けた準備が進められているという状況でございます。その契約の内容につきましては、お配りしています資料の1、2、3となっております、合併の形式としましては吸収合併という形となっております。吸収して存続する法人につきましては、アイヌ文化振興・研究推進機構。吸収される消滅法人としましてはアイヌ民族博物館。この効力の発生日は平成30年4月1日となっております。財産の引き継ぎにおきましては、アイヌ民族博物館の一切の負債、権利義務については、効力発生日にアイヌ文化振興・研究推進機構のほうに引き継がれるというものとなっております。この資料につきましては、説明は以上でございます。それでは解体につきましては、グループリーダーのほうから説明したいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 菊池アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（菊池拓二君） 早速ですが、調査事項でございます。アイヌ民族博物館事務の解体につきまして配布させていただきました資料1をもとにご説明をさせていただきます。まず1といたしまして、解体対象物件でございます。受付事務所、トイレ、体験学習館、熊檻、犬小屋、コタンコルクル像、その他工作物、舗装、埋設物含むということで、米印になります。現博物館、新館と旧館2棟でございます。これとチセ5棟は含まないということで、この新館、旧館チセ5棟以外を解体、撤去するということで予定してございます。

2番目でございます。解体期間につきましては、営業期間3月31日をもって閉館となりますので、営業が終わったあと直ちにということで平成30年4月1日から5月31日までの間を予定しております。解体作業に入りたいと考えております。

3点目でございます。解体費用につきましては、約5,000万円を想定しております。現在、建設課のほうにおきまして精査中ということでございます。

4としまして、財源措置でございます。財源措置につきましては、象徴空間整備予定地の売却収入をもって財源として、関連予算をこの定例会1月30日に開催する予定の会議に補正にて要求したい考えでございます。

5といたしまして、補正理由でございます。当該エリアは普通財産の貸付として一般財団法人アイヌ民族博物館と契約を締結しております。契約満了時における返還時の原状回復においては、甲・乙協議の上返還する旨規定されているところでございます。今回の場合につきましては、国が進める民族共生象徴空間整備予定地として整備されることが返還理由であることと、閉館後2年間は営業収入が見込めず基本財産を基に活動を実施する予定をなっていること等を踏まえ平成32年4月に向けて新たな運営主体としてスムーズに移行できるよう解体費用分を補助金として交付し財政支援をしたい考えでございます。また、当該エリアにおいても来年度早々から造成工事、今現在行われておりますプレロード工法の施行が予定されておりますので、平成30年3月31日の閉館後限られた期間内で施設を解体する必要があることから今年度中に予算措置をするものであります。

次、1枚目をおめくりください。解体エリアでございます。左側、左上に全体図がございまして、今回の対象のところは丸赤でくくっているところでございます。左側からこのウツナイ川の放水路

までは12月末をもって全て解体撤去のほうは終了してございます。今回対象になるこの丸の部分の拡大図のところでございます、赤く色を塗っているところが国がこの施設を利活用するという方向で現在検討してございますので、これ以外のものの事務所、先ほどご説明いたしました事務所、舗装、地下に埋設されている配管等々の撤去等を予定しているところでございます。

○委員長（小西秀延君） ただ今説明がありましたが、この件について質疑がありましたらどうぞ。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、山田です。犬とか熊とかどのようになるのかという質問をしても大丈夫でしょうか。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 今、ご質問がありました犬と熊の部分につきましては、犬のほうにつきましては所有者のほうにお返しするというふう聞いておまして、熊4頭につきましては、今現在アイヌ民族博物館のほうで関係団体のほうといろいろ交渉して何とか引き取ってもらえるように調整しているというふう聞いております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

5番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 5番、吉田です。ここの解体対象物件の中にトイレがありますけれども、これは敷地内のかどうか大きな像の前のほうのトイレだと思うのですが、前にちょっと質問したときに駐車場にあるトイレは残すということだったのですが、これは残していつてそこを管理するのはどこになるのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 現在の博物館前の大きな駐車場のところにある観光トイレのことだと思います。今現在管理のほうアイヌ民族博物館のほうに委託して実施していただいているところでありまして、今年の3月31日で閉館となることから、基本的にはやはり博物館のお客様が利用されるというふう聞き取りしております。一般の方の利用も少しはあるとは聞いているのですが、ほとんどないというふう聞いておりますので、今年の4月1日以降トイレの使用をいわゆる休止の状況にしようとは考えております。その後の扱いなのですが、そこが2020年以降はバスの駐車場として使用する計画をしてございますので、まだ内部の中での協議なのですが、トイレの扱いをどうするのかというのはまだちょっと現状を決め兼ねているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 建物ができるのと建物の中にもできると思うのですが、駐車場ということで利用する方もいらっしゃると思うのですが、もしこれを利用するようになれば検討中ということでしたけれども、この間テレビで外国の観光客が和式のトイレというのは考えられないというのを聞いたのです。今のあそこのトイレは和式のほうが多いのです。今後もし管理主体がどういうふうになるのかまだはっきりしませんけれども、町側としてもどういうふうになるのか、もし今後継続して使うとなればそのことの改修も含めて考えなければいけないのではないかと思います。この

辺のことを伺っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 引き続きトイレのご質問になりますが、先ほど森課長のほうからもお話をした、大型バスの駐車を予定しているエリアになります。バスの今現在の利用としましては、バスを乗り降りするお客様が利用されているような状況にはありますが、20年の4月以降バスでの乗降のお客様につきましては中核施設のエントランス広場内でのバスの乗り降りとなります。そういったことから、現在バス駐車を整備する箇所につきましてはトイレ利用の可能性があるといたしますのはバスの運転手の方。もしくは、どこまでの人数があるかわかりませんが一般の町民の方。そういった程度しかないであろうという今見込みであります。そういったことを含めまして、今後の利用の部分と今現在の維持管理費用、そういうものも含めまして今後トイレの利用形態というのを検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的なことだけ、中身はわかったのですけれど、理解できたのだけれど、聞いて確認をしておきたいと思うのだけれども、基本財産、記憶が正しければ金額は5000万くらいかと思ったのだけれども、確か町もこのとき出資していた記憶があるのです。4月1日づけで含めて移るということはよく理解はできているのだけれども、この基本財産を使って4月1日に正式の合併ということであれば壊すということとはできないのかどうか。なかなか今の説明の中では理解できる部分があるのだけれども、出資金との関係というのはどういうふうになるのか。町も出資しているとしたら、そこが使えるのであれば私は使ったほうがいいのではないかなというふうに単純に思っているのです。もう1つは、あそこは元は都市公園か何かの条例の中で財団のほうからかなりのお金を白老町がいただいていた経緯が今まであります。ですから、そういうことも考えれば今のような処置が妥当なのかもしれないけれども、出資金と財団が今まで町に払っていたお金やその後は逆の立場になっているのだけれども、そこら辺はどういうふうに整理されていますか。

○委員長（小西秀延君） 菊池アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（菊池拓二君） ただ今のご質問にお答えします。まず1点目の町が出資していた経緯ということでございます。私も調べましたら昭和51年に白老町のほうで前身の法人であった財団法人白老民族文化伝承保存財団というところに昭和51年の設立時に300万円を出損金という形でお金を出しております。現在も町の決算上、公有財産として管理されておまして、300万というふうに記載されているかと思っております。この出損金につきましては、性質上寄付金と同じような扱いにあるということで、出資金ですと配当もしくはその経営に対してものを言っていく権利というものも出てくるでしょうけれども、出損金となるとある程度こちらの一方的な意向で寄付をするというような形のお金を出していた経緯がございます。あと、基本財産を元に解体ができないのかということ、一番そこが皆さん思うところかと思うのですが、直近の28年度の決算上で基本

財産が退職引当金を合せると 9,000 万ほど決算書上には記載されております。そのうち 2,000 万ほどは退職引当金ですので、これは鈴ついたお金ということになっております。そのうち残りの部分にいきますと 6,700 万円ほど基本財産と言われるものがあるのですけれども、現在のアイヌ民族博物館からの聞き取りによりますと、今年度最終年度を迎えまして入り込み者数が減ってきているというのが現状でございます。この減ってきている理由は、個人客は横ばいなのですけれども、修学旅行がやはり減ってきていると。これは、象徴空間の開設を見据えて皆さん本州から来る学校がシフトチェンジをしていると。これは戻ってくるであろうけれども今のところ閉館なので違うところに行っているというところで、修学旅行客数が減っているもので、まず入館収入が減ってきていますということ。それらを含めまして、この 12 月に基本財産を一部取り崩しまして、補正予算を編成して運転資金に回したと。そのような現状で、現在 2,000 万円ほどしか基本財産が残っていないというふう聞いております。先ほど冒頭、この基本財産を元に今後運営主体に移行されまして、開業準備に着手するというようになっておりますので限られたお金しかないというのが現状。その辺を考慮しまして、町として補正予算で支援したいという考えでございます。あと 2 点目の、今まではあそこは公園として条例上で定められておりましたので占用料をいただいております。占用料といたしまして年間 400 万ほど過去ずっと過去何十年もいただいていた経緯はあります。今年度につきましては公園として用途を廃止しましたので、国に売却する際に普通財産として管理上変えておりますので、今回は単年度 1 年普通財産として貸しているというのが現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 8 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。そこは理解できました。何を言いたかったかという、早い話が推進機構と合併するわけですから、吸収合併なのだから、こちらのものはこちらのもので使わせてもらったほうがいいのではないかとということをごどこかできちんと言っておかないとやはり違うかなというふうに思ったものですから聞きました。中身についてはよく理解しておりますのでそれでわかりました。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 先ほどアイヌ文化振興・研究推進機構とアイヌ民族博物館との合併の件で説明がございましたので、この具体的な中身については多分ここにあるように合併契約書があると思いますけれども、以前議会でもその職員の処遇についてもいろいろ議論されたのですけれども、その都度今みたいな協定関係であれば合併にならないと方向性はわからないというような言い方されていましてけれども、ある程度方向性が出たのかと思いますのでお聞きしますけれども、まず 3 月 31 日末まで多少動きはあると思いますけれども、現在の正職員、臨時職員の総人数はいくらになっていて、年度末に退職する正職員、臨時職員どうなのか。これを差し引きすると、アイヌ文化財団へ移動する職員の数。それとこれからだと思いますけれども、2 分野配置計画はどのようになるのか。それと、2 年間収益事業は行いません。先ほど若干説明もあったのですけれども、この 2 年間の人件費はどのように措置されるのかと思います。吸収合併されますから、合併先がみると思うのですけれども、収入ありませんので、その辺はどのように整理をされているのかということ。

それと次に、開業準備期間である2年間、アイヌ民族博物館とアイヌ文化財団。この事業内容についてどうなって、経費上事業をどういうふうに整理をされるのかということです。先ほどの説明で全て財産は引き継がれますと書いていますけれども、それは2年以後のオープンしたときの部分も含むと思うのですけれども、現在の開業準備期間、2年間はどうかということ。アイヌ民族博物館とアイヌ文化財団の事業の整合性というかあるいは継承事業ということでもあります。ということで具体的に言うと新体制の中で2年間行われる開業準備事業の内容。それと、アイヌ民族博物館の行ってきた事業は継承されるのか。これはスキルアップされていくのか、この辺。次に、先ほど同僚議員からも質問がありました、私もしようかと思ったのですけれども、内容わかりましたけれども、その補正の理由について、るるありましたけれども、今28年度末の基本財団と特定資産の残高については説明わかりましたけれども、改めて聞きますけれども、基本財産がアイヌ文化財団に移譲あるいは引き継ぎされる法的な根拠はどのようになっているのかと。先ほど説明ありましたけれども、この法の245条の第1項に全てがなるのかどうか、そういう部分についてであります。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のあった件につきましてですが、まず正規職員につきましては現在48名と聞いておりました、臨時職員のほう全体の数はちょっと把握してなくて申し訳ございません。退職の関係ですけれども、正職員は1名、定年により退職というふうに聞いております。あと、臨時職員については任用期間が切れるということもございまして退職となる方も一部おられると。基本的には皆さんいろいろな手法を使って雇用していく予定なのですけれども、どうしても駐車場の管理業務とか警備業務の部分で雇用できないので退職していただく方が出てくるというふうに聞いております。あと、移動に関する部分につきましては、現在の職員につきましては、正職員27名のアイヌ文化財団の職員になると聞いておりました、その他の臨時職員につきましては先ほども申しあげましたように、国から委託事業であるとか、そういう部分で人件費を賄っていくというふうに聞いております。あと、人員の配置につきましては、基本的には皆さん白老のほうで勤務されるということには聞いておりますが、その方のうち何名が博物館に行くのかだとか体験交流の施設に行くのかだとか、その辺の配置につきましては現在もまだ協議中であるということでございます。次に2年間の部分ですけれども、事業内容につきましては基本的に国からの委託事業を受けて実施するというような形にはなりますが、主な業務としましては当然総務的な業務、あと委託が多いものですから契約だと経理の業務が国土交通省、文化庁から共通な事業として与えられるといいますか任される部分があります。職員の開設後のトレーニングであるとか開設後使用する衣装、工芸の制作などこの辺も職員が自前でいろいろ準備期間中に作成していくというふうに聞いております。あと、舞踊体験学習、工房、伝統的コタンの部分、そこでのプログラムの政策なども準備期間中に行うというふうに聞いております。あと、今までアイヌ民族博物館が行ってきた事業の継承の部分なのですけれども、この部分につきましては、今までやってきたことが基礎となってこの2年間さらにレベルアップしていくというようなことを考えていくというふうに聞いてお

ります。法的根拠につきましては、これは先ほども書いてありますが、法律の社団法人及び一般財団法人に関する法律の 245 条の規定におきまして吸収合併存続法人は効力発生日に吸収合併消滅法人の権利、義務を継承するというふうになっておりまして、基本的に財産については債権も債務もですけれども全て新しい法人に吸収されるという認識でございます。

○委員長（小西秀延君） 笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） ただ今、アイヌ総合政策課長から職員数の説明がありました。昨日アイヌ文化博物館に聞き取りをして確認をさせていただいております。まず正職員につきましては 27 名、臨時職員につきましては 18 名。嘱託職員につきましては 3 名の合計 48 名ということで昨日確認をさせていただいておりますので訂正させていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 職員の処遇に関してですけれども、27 名のうち正職員定年が 1 名ですから 26 名が現時点ではアイヌ文化財団に移動するということでよろしいですか。何か具体的にどうこう聞こうとはしていませんけれども、今アイヌ民族博物館の給与体系は私もいろいろ見ていますけれども、給与体系さまざまですよね。職員だって役員でかなりもらっている方もいますけれども、そういう部分で合併後の給与体系はどういう部分の基準にいくのかどうか。これは生活の関係もありますから、その辺整理されているのかどうかということと、それと合併後の職員はほとんど白老に残るし、あるいは多少移動するかわからないと言っていますけれども、白老の 26 名の部分についてわかりましたけれども、2 年間アイヌ文化振興・研究推進機構の職員は白老に来て何かをやるということ。あるいは何名かをちゃんと人事で配置してアイヌ民族博物館から行った 26 名の方々と開館に向けた事業、そういうものがあると思うのですけれども、そこら辺はどういうふうにされているのか。プログラムをつくって全部アイヌ民族博物館の職員任せきりなのか、あるいは、この 4 月以降事務所をどこかにつくるのか、ちゃんと札幌にいる職員が人事異動で白老町に来てどういう体制をつくるのか、その辺は整理されているのかということ。基本財産の取り扱いなのだけれども、先ほどわかりました。それで基本財産の今残高 2,700 万円くらいになると。使い道はどうかということとはここでは議論はしませんけれども、引き継がれた基本財産の用途なのだけれども、2,700 万円、この額の用途には一定の制限や制約がちゃんとあるのかどうか。相手のほうに行って一般財源化されて自由に使われるのかどうか、どのような紐つきになるのか、これは非常に大事な話だと思います。この辺はどうされているのかということです。それと、理事者に当然お願したいのですけれども、閉館後の平成 30 年度、31 年度の 2 年間、町としてアイヌ文化財団に対しての新たな財産支援を考えているのか、あるいは相手から、現時点でも結構ですけれども、何か支援は求められているのか、これは大事なことですけれども、そこら辺お願いします。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） まず、給与体系の部分でございますが、アイヌ文化振興・研究推進機構の基準によって支給するように今協議中ということで聞いております。あと、アイヌ文化財団から札幌から移動してくるのかどうかという部分については、正直な話私どものほうには

はっきり情報は来ておりませんのでわからないという状況でございます。2,700万円の使途の部分ですけれども、基本財産として継承されますので、多分アイヌ文化振興・研究推進機構のほうもそうだと思うのですけれども、基本的に基本財産は法人の目的である事業を行うために不可欠な財産ということでございまして、これは目的を達成するための善良な管理者の任意をもって管理しなければならないということにもなっていますので、基本的には簡単に取り崩したりとか、そういうことはできないものというふうに捉えております。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） これからの2年間まちの財政的な支援はどうかということのご質問でございます。今の状況と申しますか、これまで現在のアイヌ民族博物館あるいは札幌にありますアイヌ文化振興・研究推進機構からこの2年間町に対してどうこうというお話は今一切ありません。今後の展開、この2年間、研修期間に入ってきます。国土交通省あるいは文化庁からの委託を受けながら研修に入っていくという部分は一定の財源措置はされるのではないかと申すように捉えてございます。大きな捉えからいくと、現状においては町から財政支援をするというふうな考えには至ってはいないということでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 先ほど同僚議員のほうからありました出損金について伺いたいと思います。出損金は28年度の決算書の財産に関する調書の出資による権利を見ると、300万円出しているのです。財政課長に伺いますけれども、処理の方法はどのようになっていますか。それと同じくアイヌ文化振興・研究推進機構の出損金も50万円出しているのです。財産が継承されるといっても名称も変更されますし法人というか人格が違ってきます。これは別の形の整理の仕方あると思いますけれども、町としてこの出損金の扱いはどうなりますか。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 出損金につきましては、先ほどアイヌ総合政策推進課のほうからもご説明がありましたとおり、あくまでも300万円、51年に旧組織のほうに出損してございまして、これは寄付という基本的にはそういう扱いということで出損しているという状況でございまして、これも合法的に今後新たな組織に引き継がれるという考えでございまして、これにつきましても300万円をそのまま次のアイヌ文化振興・研究推進機構のほうに引き継ぐという考えでございまして。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） これは、今菊池主査のほうから説明がありましたところは私も給付金、出損金ということで見えてきました。町村それぞれの取り扱いがあります。苫小牧市あたりはそういう事例は出ていませんけれども、監査役がこういう部分については出損金必要がなくなったときには、ちゃんと戻すように要請しなさいという1つのルールもつくっています。私が何を言いたいかというと、単純にそこで言っても財産の技術的な問題になるけれども名称も変わってくるのです。継承できないのです。戻すものは戻す、出すものは出して新たな法人になりますから、議会で議論をして継承するにしても出さないといけないと思います。今、財政課長が寄付金だからそのまま出すと

言っていますけれども、数年前に体育協会の出損金も戻させているのです、白老町は。今これを見たら 500 万円だけ出損金出していますけれども、これはやはり町民の税金ですから前例に従ってちゃんと整理をする必要があると思いますけれどもいかがですか。戻す分ではなくて、大事なのです。出損金このままやりますと言ったって区分の名称だって変わってくるのです。そういう部分は整理されているかということを知っているのです。これは公金ですから大事なことです。使い道がどうかということではなくて手続き上の問題、あるいは町として体育協会には数千万円持ち出させているのです。残り 500 万円と見ていますけれども。では、そのときの整合性をちゃんと取らなければだめですから、きょうは結論は出ないと思いますけれども、次回まで結論を出してほしいと思いますがいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 体育協会のご質問がございましたけれども、体育協会につきましては平成 25 年 4 月に財団法人に移行ということになりまして、そのときに基本財産が 300 万円でもいいというようなことがございまして、それまであった 6,200 万円の基本財産をどうするかという町と体育協会との協議によって、逆に 300 万円でもいいということで残りの部分につきまして基本的に体育振興に寄与する財源として町に逆に体育協会から寄付していただいたという経緯でございます。今回につきましては、そのような制約、300 万円でもいいというようなことはありませんので、今回の部分と同時に体育協会の部分というのは性質が違うものかと考えてはございますが、前田委員のおっしゃったいわゆる手続き上の問題としてはどうかという部分については十分その辺調査してございませんので、これは持ち帰って改めて調査しまして、必要があれば何らかの措置を講じていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

質疑なしと認めます。

それでは次、2 項目めの民族共生象徴空間における国の予算措置状況について担当課からの説明を求めます。

三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） それでは、ご説明申し上げます。お配りしております資料につきましては、去年の 12 月 22 日内閣官房のアイヌ総合政策室のほうから政策案として情報提供のあった資料でございます。民族共生象徴空間における予算措置状況でございます。

まず 1 項目めとしまして、国立アイヌ民族博物館の整備費ということで文化庁のほうになります。29 年度の補正予算額として 30 億 700 万円。30 年度の予算額としましては 5 億 2,000 万円となっております。

2 項目めになります。国立民族共生公園の整備費ということでございまして、国土交通省都市局の部分になりますけれども、29 年度の補正予算額として 10 億 4,900 万円ということです。30 年度の予算額としましては 14 億 6,600 万円となっております。

3 項目めとしましては、慰霊施設及び管理運営施設の整備費ということでございまして、これは

国土交通省の北海道開発局になりますけれども、平成29年度の補正予算額としては5億6,600万円。30年度の予算額としましては2,000万円です。

次に4項目めになりますけれども、象徴空間開業準備経費ということでございまして、(1)国立アイヌ民族博物館の部分は文化庁で30年度の予算が7億2,700万円。(2)の国立民族共生公園の部分は国土交通省の北海道局ということで30年度予算額が5億500万円となっております。合計しますと、29年度の補正の部分では46億2,200万円。30年度の当初予算額では32億3,800万円。合計しますと78億6,000万円となっております。今後約80億の国費が投資されて象徴空間の整備に当たっていくという状況になります。

○委員長(小西秀延君) ただ今説明がありました、この件に関しまして、質疑をお持ちの方はどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。ここにも書いているのですけれども、総額的な予算の関係はわかりました。北海道及び白老町においても、象徴空間の開業準備に向けての役割に応じて必要な取り組みが必要なのだという最後の段に書いているのです。それで、前回いただいた資料の中に20項目の事業展開、周辺整備事業ありました。その現状がどうなっているのかということが知りたい。土地の売却収入の中でこういった事業展開をしていくのだという財政規律の問題から始まって、現在進行中の白老町財政健全化プランの関連も含めて、実際今この20項目の事業がどういった展開をしているのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 舩田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長(舩田紀和君) ただ今の1点目のご質問、20項目につきましての状況ということでございます。今月を含めまして、まだ20項目の中には町外の対外関係との協議事項、案件が現在継続中の部分がございます。それにつきましてはJRですとか、そういう部分の案件がまだ固まっていない部分がございます。次回の特別委員会までには20項目の事業概要、事業費、そういったものを含めて議会のほうにお示ししたいというふうに考えてございます。ちょっとまだ時期のほうについては未定ですが、なるべく早い段階でお示しできるような形を考えております。それと、売却益の部分につきましても、まだ整備事業費の枠というものが固まっておりませんので、今この段階ではお示しできない状況にあります。

○委員長(小西秀延君) 6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。わかりました。まだ、現状予算措置ができない状況というのはわかりましたけれども、もう2年しかないわけですから早い段階でJRとの協議もそうです、駅北の開発についての見解もしっかり示された中でやっていかなければ間に合わないのではないかと思います。国とか道というのはどんどん予算措置をして、先ほど説明があったとおり事業を起こしていくのです。でも、まちが2020年以降でもいいというのであればいいのだけれども、開設に向けてちゃんとした整備をしなければならないとなると、やはり本当に1日も早くこういったものを明確にして予算措置をしていかなければならない、そういった問題があると思います。土地の売却

益についてなのですから、前回いただいた資料の中では、6億という金額が入っているのです。これは平米単価の計算でたぶんこれは変わっているのだと思うのです。実際きょうここで示されなくてもいいのだけれども、まずその辺限られてある程度我々が理解できるような数字がもし言えるのであればそこを示していただきたい。それから、今まで売却費の中でいろんな事業展開をしていくのだということで、財政規律を乱さないように、これは議会からも相当話が出ている、これは現実にあるのです。実際この20項目の事業展開をしていくと、当然売却費だけでは済まない話になってくるでしょう。そうなったときに、今進行中の白老町財政健全化プランの影響、それからそれをどうそしゃくして説明していこうとしているのかということについても、今財源、予算措置がしっかりされて次回の特別委員会の中でそういったことも含めての説明をしていただきたい。そうしないと議論が進まないのです。その都度その都度何億出てきました、何億出の事業がこういった予算になってしまいますみたいな、こんな話では多分また議会が混乱していくことにもなりますし、ある程度当初の段階で全体像が見えた段階で、そういった予算措置に関する整合性を図っていかねばいけないと考えますが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。全体の予算像が見えたときに、例えば財政規律の中で行くと当然認められないという話になってきます。でもそういうことにはいかない。今、国が進め、道が進め、それに応じてJRの問題だとか駅北周辺整備の問題だとか、どうしてもやらなければいけないことが山積みになっている中で、やらないというわけにはいなくなってくるのではないかと思うのです。それは議会に対してしっかり説明をしていたかないと、私たち議会もそのままそれでいいですと、象徴空間の整備事業だからこれでいいですというわけにはいなくなってくるということなのです。ちゃんと説明がそこで必要になってくるし、今委員長が言われた白老町財政健全化プラン中での整合性も諮っていかねばいなくなってくるということなのです。ですから、その辺の説明を今後の特別委員会の中でしっかりできる状況をつくっていただきたいというところであります。

○委員長（小西秀延君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） まず私のほうから1点目にございました売却収益の部分のご質問でございます。これにつきましては、12月議会の補正の部分のときにも温泉の部分につきましては見込額ということで補正を上げさせていただいております。それ以外にも国への売却部分の金額というのは当時からお示しさせていただいております。その合計というのは数字にはなるのですけれども、まだ星野リゾートの部分につきましても契約部分がまだ進んでおりませんので、確定していないということでございますので12月議会で答弁させていただいた数字で現在のところは認識ただければというふうに感じております。それと先ほどの20項目周辺整備事業に係わることについて、示すようにというご質問でございますが、現在まさに最終案して検討している最中でございます。それで我々のほうも議会に提示する内容といたしましては金額だけではなく、その事業の必要性ですとか事業概要ですとか、そういった部分も含めた中で今現在考えておりますのは、時期尚早になります。2月をめどに特別委員会の中でお示ししたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

1 番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1 番、山田です。今の説明に関連して質問なのですが、20 項目の説明が 2 月には大体のめどをつけて説明していただけるということなのですが、やはり全部が全部 100%国や道がお金を出してくれるわけではないので、町から出る部分というのがあります。それも、含めて 2 月には大体固まってくるということの認識でよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） ただ今のご質問にお答えいたします。各 20 項目の事業の中にも補助金を使う部分や機会、それと一般財源という部分の組み合わせで今我々検討させていただいております。それにつきまして 20 項目の事業の各年割で表は一度昨年 2 月にも提示させていただいておりますので、その表に沿った流れの中で補助金がいくらかで起債がいくらか、そして持ち出しがいくらかというような形でお示しをしたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 1 番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1 番、山田です。今、同僚委員のほうからも財政規律を守りながらというお話がありましたけれども、2 月までに固まってくる中で財政規律を守りながらというのは重々わかりますけれども、今投資しなければいけない部分というのはきちんと精査して、今やれることはやっていただきたいというのが私の考えなのですが、その辺の考え方についてお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただ今のご質問ですが、確かに今この象徴空間あと 2 年後にスタートするわけですが、お金をかけなければならない部分はかけなければならない。例えば、橋をかけるにしても上り階段はできたけれども下り階段がありませんということにはなりませんので、投資するところはきちんと投資しなければならない。財政規律というのは一番重んじて展開しなければなりません。その部分はどうやって補うか、そのことがすごく大事になってくると思います。この 2 月をめどにという部分で、その辺がどういうふうになるか、超える部分はどういうふうに対応していくのかと、そういった部分をお示ししていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 1 番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1 番、山田です。このチャンスを逃がさないためにも、今整備できるところをしっかりと整備していくという気持ちで、財政規律を守らなければならないというのも当然ですが、このチャンスを逃してはいけないという気持ちを皆さんも持っていただけて取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5 番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 5 番、吉田です。今資料 2 で説明をいただきました、るる予算的な関係で今後の周辺整備等についての質疑がありましたけれども、私はいつも言っているのですが禁煙対策、これはどちらがやっていくのか。博物館の現場を見に行ったときに工事関係者の人に聞きましたら、禁煙にはなるでしょうということなのですが、禁煙になるなら建物全部が禁煙になると思います。そうすると、吸う人のための場所というのは設置していかなければならないと思うので

すが、そういったことが今後の予算組みが出てきたときに国はそれを持ってくれるものなのか、町がここに設置したいということで国に要請できるものなのか、国が周辺整備の中の1つとして喫煙場所をきちんとつくって、歩きたばことかそのようなことがないような形をつくっていくということは町の中でこの計画の中で考えられているのか、また予算措置をどのように考えられているのか伺っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問の関係の喫煙場所の確保と申しますか分煙と申しますか、その辺の関係なのですけれども、象徴空間の敷地内に関しましては正直な話私どものほうで情報がありませんので何とも言えないという状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 100万人の人を迎える観光地で建物のほとんどは禁煙、もしかしたら敷地内全面禁煙ということになる可能性が私はあると思うのです、国がそういう方向性ですから。そうすると、それを吸われる方がいらっしゃるわけですから、みんなに優しいというまちづくり、吸わない人にも吸う人にも優しいまちづくりということになると、そういったことが終わってから場所をどうしようとか、そういうことではなくて、建物が建っていく中で、人の動きの中で必要な場所というのが必ずあると思うのです。もちろんこれから飲食関係とかそういうのは今後の課題になると思うのですが、象徴空間の博物館の中の一体化した中での全体的なところの中で受動喫煙をなくすために吸える場所をきちんとほかの人に迷惑をかけないように、また吸う人もほっとできるような場所をきちんと設置していかなければ、全部でき上がってからさあどうしようということには私はならないのではないかとこのように思うのですが、その辺まだ検討の中には入っていないということなのですが、誰かが声を上げていかないとこれはずっとついて回ることだと思いますので、きちんと検討していただきたいと思うのですが。

○委員長（小西秀延君） 菊池アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（菊池拓二君） ただ今のご指摘の中核区域内のつきましては、今情報を持っておりませんが、日々公園を設計している北海道開発局と打ち合わせする機会はありますので、その辺につきましては次回以降お答えできるように今国がどう考えているかご報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

質疑なしと認めます。

次に、次回の特別委員会の開催についてであります。町側と協議・調整のうえ開催を決定し別途通知いたしたいと思っております。現在の予定では、今2月頃に町側からの答弁で20項目についての大枠の概算予定とかも出るということでございますので、2月14日頃を予定して進んでいきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次回、本特別委員会の開催日は、別途通知することといたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午前11時00分）